



# ほけんだより 4月



鬼石中学校  
保健室  
No.1 R7.4.9



春の味覚として有名な「筍」<sup>たけのこ</sup>。この漢字は、「一旬(10日間)で竹になる」ことを表します。実際タケノコの成長速度はすさまじく、1日に1メートル以上に大きくなることもあるそうです。

タケノコほどのスピードではなくても、みなさんの心と体も毎日大きくなっています。

楽しく元気に生活していくために、これから始まる健康診断で、体の成長具合や病気などの異常はないかをしっかり調べていきましょう。保健室でも、楽しい学校生活を送れるように、サポートしていきます。今年度も引き続き、ご支援ご協力の程よろしく申し上げます。

## 知る・守る・育てる 健康診断に

1. 自分の発育や健康状態を知る。
2. 病気の予防・早期発見など、健康を守る。
3. より健康な生活が送れるよう、健康への意識を育てる。

### 4月の保健給食目標

☆自分の健康状態を知って、気持ち良いスタートを切ろう

☆給食の準備・後片付けをしっかりしよう

## 令和7年度 健康診断学年別健康診断予定

1年				2年				3年			
4	8	火	身体測定	4	8	火	身体測定	4	8	火	身体測定
	11	金	尿検査 8:30		11	金	尿検査 8:30		11	金	尿検査 8:30
	14	月			14	月			14	月	
5	8	木	眼科検診 14:15~	5	13	火	内科検診 13:30~	5	19	月	2回目尿検査
	13	火	内科検診 13:30~		19	月	2回目尿検査		27	火	内科検診 13:30~
	19	月	2回目尿検査		29	木	歯科検診 9:50~		28	水	耳鼻科検診 13:30~
	29	木	歯科検診 9:30~		6	19	木		女子貧血検査 11:45~	29	木
6	6	金	心臓検査 10:30~	7	3	木	貧血検査予備日				
7	3	木	心臓検査予備日								

日時や方法等、変更になる場合もありますのでご了承ください。  
必要な提出書類については、別途通知をしますのでご確認ください。

### 健康診断結果お知らせ方法の変更について

市内中学校では、健康診断結果のデータ入力システム更新に伴い、健康診断結果のお知らせ方法を令和7年度より変更いたします。

- 1 令和7年度からは「保健カード」は使用しません。
- 2 令和7年度からは「定期健康診断結果の記録」を1学期末に通知表ファイルに入れてお知らせいたします。なお、今まで通り、健康診断で疾病異常の疑いが発見された場合は、その都度「受診のすすめ」でお知らせしますので、早めに医療機関を受診するようにしてください。

学校医とは、みなさんがより健康で快適な毎日を過ごせるようアドバイスして下さるお医者さんや薬剤師さんのことです。質問や相談がある場合には、前もって保健室にお知らせください。



内科	先生 ( )
歯科	先生 ( )
薬剤師	先生 ( )
耳鼻科	先生 ( )
眼科	先生 ( )

11日(金)は、尿検査①です。説明文を読んで忘れないようにしましょう。

おしっこ  
の正体  
は？



…正解は、**血液**。

血液は食べ物や飲み物からとった水分や栄養を全身の細胞に届けると同時に、細胞から出たゴミを腎臓へ運びます。

腎臓では血液から余分な水分・ゴミをこし取り、きれいにします。この余分な水分・ゴミがおしっこ(尿)です。

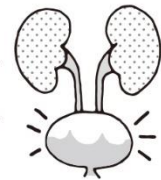
だから、腎臓が病気になると尿がうまく

出なくなったり、血液のバランスがおかしくなります。しかも、ほとんどは症状が出ないまま進行し、治ることもありません。

この腎臓の病気を見つけるために行うのが尿検査。必ず提出してくださいね。

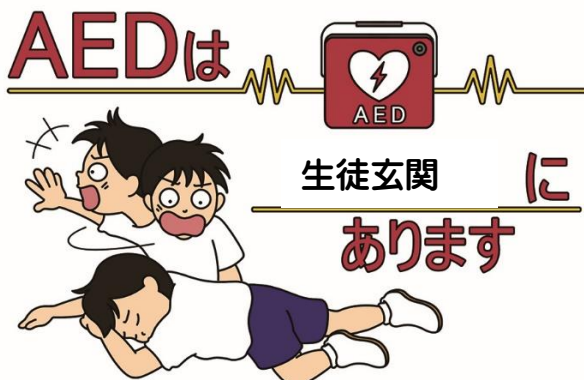
ちなみに

おしっこが赤くないのは、血液を赤くするヘモグロビンが腎臓へ運ばれる途中で壊れるからです。



## 校内の AED 所在場所の再確認を・・・!

誰もが『使う立場』、『使ってもらう立場』になり得る、大切な命を繋ぐ道具です。



**おぼえておいてください**

ご不明な点は、  
学校 52-2750  
(担当: ) まで  
ご連絡ください。

### 保護者の方へ

災害共済給付制度について

災害共済給付制度は、お子さんが学校生活でけがなどを負った際、独立行政法人日本スポーツ振興センターから給付金が支払われる制度です。

給付対象となるのは、授業中をはじめ、掃除中や休み時間、登下校中、始業前・放課後など「学校の管理下」となります。

負傷(ねんざ・骨折など)や疾病(熱中症など)では、原則的に初診から治療までの医療費総額が5,000円(本人負担分1,500円)以上の場合に給付対象となります。なお、申請の際には受診した医療機関による証明が必要です。詳細については担任または養護教諭にお問い合わせください。

